

〒 553-0003

大阪府大阪市福島区福島5丁目8番1号 7F

生和コーポレーション株式会社 不動産部

SEIWA セイワグループ
生和コーポレーション株式会社
生和不動産保証株式会社 生和不動産株式会社
生和アムティ株式会社
生和ビル管理株式会社

宛名を封筒に貼り付けてご利用ください

本通知書は、
解約日の1ヶ月前『必着』です。

ご不明な点がございましたら、下記
電話番号までお問い合わせください。

TEL 06-6345-8806

FAX 06-6345-0710

<キリトリ> ✂

解約通知書

記入日 年 月 日

賃借人住居 (〒) 電話番号 ()	携帯電話 ()
物件名	号室 駐車場
賃借人氏名	印
	明渡希望日 年 月 日
	解約日 年 月 日

※解約月は日割計算ではありません。本通知書の到着日から解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、本通知書の到着日の翌月末日迄の賃料等をお支払い頂くこととなります。お早めにお手続きください。

退去後のご連絡先 (〒 -) 電話番号 ()	携帯電話 ()
退去理由	1 転勤 2 手狭 3 経済的理由 4 一戸建購入 5 マンション購入 6 その他()
メールアドレス	<input type="checkbox"/> スマホ・PC用 @ <input type="checkbox"/> 携帯電話用

私(賃借人)は賃貸借契約を解約し、上記解約日迄に本物件を明け渡します。尚、明渡しが遅延した場合には、建物賃貸借契約書に記載の明渡遅延損害金及び損害賠償金をお支払いします。

【解約通知書のご提出について】

- ① 本物件を解約される場合には、必ず本通知書を郵送にてご提出ください。ご提出期限は、解約日の1ヶ月前必着とさせていただきます。到着に要する日数を考慮の上、余裕を持ってご郵送ください。なお、口頭・電話等、文書郵送以外の方法による解約のご連絡はお受けできませんのでご了承ください。
- ② 本通知書は解約日の1ヶ月以上前にご提出ください。解約月は日割計算ではありません。本通知書の到着日から解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、本通知書の到着日の翌月末日迄の家賃、共益費等をお支払い頂くこととなります。
- ③ 退去時には必ず本契約書・鍵類・カード類等を返却して下さい。
- ④ 本通知書のご提出以降は解約の取消、変更はできません。
- ⑤ 本通知書の到着後、内容確認、及び明渡日の訪問立会いの日時設定のため、貸主又は貸主のグループ企業及び業務提携先企業より電話・SMS・メールにてご連絡いたします。